

第 29 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 7 月 7 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (12 人)
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、
6 番 山中 讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、14 番 吉尾好市
【推進委員】 (6 人)
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫

(事務局：事務局長 川村雅志、書記 藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (2 人) 5 番 濱口佳史、13 番 ハジィフ泉、
【推進委員】 (1 人) 7 番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 2 号 非農地証明願について (2 件)
議案第 3 号 形状変更に関する届出の報告について (1 件)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長　それでは、時間も来ましたし予定の人員もそろいましたので、これから7月の定例会を始めたいと思います。

今週に入って何か蒸し暑い、梅雨が明けたのではないかというような感じもしておりましたが、今日はまた曇り空でちょっと涼しいですけど、これからますます暑くなります。また、コロナも少し出ておりますので両方とも、熱中症とコロナと併せて十分に気を付けていただきたいと思います。ますます暑くなりますので、十分に体に気をつけて頑張ってくださいと思います。

それでは早速始めたいと思いますが、欠席者3名おまして、〇〇委員と〇〇委員と、それから〇〇委員の欠席ということでございますが、会の方は成立をしております。

それで、今日の議事録署名人ですが、〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思います。

それでは、早速始めたいと思います。議案第1号、農地法第4条許可申請について1件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局　それでは説明させていただきます。1ページをご覧ください。

議案第1号の第4条許可申請です。番号1番、申請人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町出口字四ツ辻、畑228平米のうち16平米。

申請理由としまして、家庭の事情で新たに家の墓を建てる必要ができたためとのことです。それでは、2ページをご覧ください。場所としましては、三浦小学校の前、共同墓地の一角にある農地改革となります。次、3ページがゼンリン地図となっています。隣がため池になっています。引き続きまして、4ページが拡大写真となっています。5・6ページが公図となっております。続きまして、7ページから10ページまでが土地計画図となっています。こちらの土地利用計画につきましては、敷地内に墓およびコンクリート舗装の接道を設置し、排水計画につきましては、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画としまして、〇〇〇〇となっています。11ページが現況写真となっております。

隣接農地が隣にあるんですけども、これが時効取得によって申請者が取得する予定となっているそうです。なので、同意は不要ということになるようです。

これにつきまして、4条許可申請の内容については以上なんですけど、この案件が実は第1種農地、生産性の高い農地と接続性があるのではないかと県の方から指摘を受けてまして。こちら、別冊で用意している「出口字四ツ辻の分断要件について」という資料をご覧ください。

ここの中央部分に申請地、墓地建設予定地を記しているんですけども、この共同墓地がこの山の頂上付近にあるんですけども、周りが花卉（かき）団地が広がっています。これらが、生産性の高い農地ということで第1種農地であると。ここと転

用、申請地が分断されていなければならないと、県の方から言われています。

県による立会で現地もちょっと見ていただきまして、その分断できていると確認できた個所を、ちょっと見にくいですがこの黄色い線で縁取っています。

分断できる要件としては、非農地があったり、それから高さが違う。擁壁があったりして高さが5m以上離れていると。そういったことを分断の要件として県は挙げているようなんですが、この中で、①と②、それから下の方にある③の農地、ここが農地であればちょっと広がりができる・つながってくると、県の方からは言われています。ここがもし農業委員会の中で非農地と判断できるものであれば、そこについては分断できるというふうに見ると、県が言っています。

実はこれ以外に、真ん中の上の部分に楕円で囲んでいる部分があるんですが、ここがちょっと高さで分断ができないと、どうしても絶対分断にならないという個所になります。

ここはちょっと事務局と県で引き続き協議しているところなんですけども、取りあえず今回、この農業委員会で①・②・③の場所について非農地であるということ判断できたらなというふうに考えています。

ですので、次の1ページからご覧いただきたいんですけども。

まず、ここが①、出口字椿屋敷〇〇および〇〇となります。この航空図面で示すとおり、この道路の脇に当たる部分です。こちらが、花を植えたり小屋が建っていたりする場所となります。

引き続きまして②、これが申請地のすぐそばになるんですけども、ため池と、すみません、次のページです。ため池と、それからもう既にここは墓地が建っている場所となります。こちらについても、農地ではないというふうに考えられると思います。

引き続き、その航空写真で言う③になります。次のページをご覧ください。

ここが出口字スリキ谷 〇〇、同じく字スリキ谷〇〇、同じく字スリキ谷〇〇、字墓ノ前〇〇の場所になります。

こちらはちょっと広い、地目としては農地となっているんですけども、草が生い茂っていて、実際ちょっと耕作はしていないという状況になります。

最後のページなんですけども、これが先に申し上げた、その丸で囲んだ高さで分断しなければいけないという場所を、参考にお付けしています。

ここを、引き続き県とこちらの事務局の方で協議をして、今回、この今説明した場所は非農地であること、および、この高さが分断できると県が認めてくれたならば、今回この第4条許可申請を県の方が受付けてくれるということになります。

ですので、今回、4条の許可申請の内容と、この非農地として判断できるか、ということについて審議をお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当、私と〇〇委員ですが、今日は〇〇委員はちょっと休んでおりました。

先週、〇〇委員と現地の方に行きまして、これは問題ないねと。もう共同墓地のすぐに、1つ軽トラックがようやく入るぐらいの道があって、その隣が今回の申請地ですが、共同墓地のすぐに端で、もう1つ高台にあります。出口の共同墓地のすぐ近くですので、これは問題ないねということで判断しました。また、事務局より、県の方が非農地として分断されているかというようなことにかかってきまして、課長と事務局の方と3人で現地に行って見てきました。

高さも測りまして、周りもずっと見てきましたけど、もうほとんどがやぶというか、周りにはもう山です。

それで、農地として1つ、今回の申請地の所に農地がありますがそこは第2種農地でございます、ほとんどが墓地です。

それで自分としましては、もうこれは非農地として分断されているという判断で事務局とも確認しました。県がもしそれでどうしても納得できんがやったら、もう一回見に来ていただきたいというようなことで別れました。

あまり詳しい説明にもなりません、自分としましてはもうこれは非農地として分断されて、墓地と墓床に問題ないのではないかという判断でおります。

この件につきまして、何か質疑・質問等あればお願いします。

なお、ちょっとあれやったらこの会終了後にみんなに見てもらってもええがやないろうかという話し合いもしたんですけど。

〇〇委員 今回の申請されている所が分断されて、墓が建ってもいいということになれば、その周りのところも全て墓地にしてもいいということになる？

議 長 指標にはなりますね。それで、今回の申請地付近にちょっと農地がありますが、多分その分断されて墓地としての許可が出たら、そこら辺りはほとんど墓地になってくる可能性があると思います。

〇〇委員 これは国営で開いたところじゃない？

議 長 違います。1つ上の、三浦小学校から出口の部落に上る道がありますが、あそこの上に共同墓地がありますが、そのところで、そのすぐ隣です。それで、構造改善事業でやったところではありません。それとつながりがあるのではないかと思います。1

〇〇委員 この黄色の枠はどこが引いたんですか？

事務局 これは県と事務局で確認し合った境界です。分断されていると判断できるという境界です。

〇〇委員 そしたら、この写真の圃場整備のものは畑と何かの影になっているが、ここは高さが5m以上あるということ？

事務局 そうです。同じく立会時に測量しました。

〇〇委員 あと、この③のとこの赤色で囲んでいる所が3筆になっているが、3筆ではないのか？

事務局 4筆あります。

〇〇委員 一番上の北側の所は、この写真ではこれは畑ではないか？

事務局 この写真は平成22年当時の航空写真なもので、今現在は木とか竹が生えて、やぶになっています。

議長 現状復帰はなかなか。のり面ですので、そこらあたりはちょっと難しいのではないかと。もう非農地。そこらあたりもほとんど荒らして非農地です。その県の担当が現場を見に来たらしいです。その航空写真みたいなものを見たら平面で写るので、これが分断されているかどうかを、現況で判断してくださいということです。

事務局 一番最後のページの写真なんですけど、一度、県と分断の確認をし合った場所だったのですが、後日になって、該当しないとの連絡があった場所がここなんですけどね。下から上まで測ると7mになるんですけども、中段でやや小段のようなものがありまして、そこで言うたら高さが一回ちょっと切られていると。そこで県は、耕作できないところもない、農地と取れないこともないということをお話して、今後、その小段から上の高さまで再度測ってみて、高さが取れないかといったことなどを、こちらとしてまた説明資料を整理したいというふうに考えています。

議長 恐らく、まだこれからもうちょっと上に現場としては上がっていますので、5m以上はここからでも、この赤いリボンがありますが、5m以上はここからでもある

と思います。

ここも、もうほとんど耕作放棄に近い状態です。もう人が入れないぐらいの。

もともと地目としては農地として残ってるかも分かんけど、見る限りではもう非農地。それで、非農地証明が出たらすぐに出せるというような所です。

皆さんで、この非農地として認められるかどうかと。それを聞いてくださいということですよ。

何か、ほかにないですかね。意見ないですかね。

(意見等なし)

なければ、これは4条許可申請で承認を取らないかんね。

事務局　そうですね。

議長　それでは、議案第1号、4条許可申請に承認をされます方、挙手願います。

挙手多数です。4条許可申請については、うちの方では承認をされました。続きまして、議案第2号、非農地証明願について2件出ております。1件目から、事務局の方より説明をお願いします。

事務局　それでは、1ページをお願いします。非農地証明願、まず番号1、届出人、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町加持字サ子トシ、畑82平米。理由としまして、30年以上前から耕作されておらず、表地が流出し岩石が露出するなど原野化しているとのことです。12ページからご覧ください。

こちらが航空写真となっていて、国道沿いのクロネコヤマトの所から小川の方に、どんどん奥に入っていった所になります。中段辺りにドクダミ農園がありますが、そこからさらにだいぶ奥になります。続きまして、13ページがゼンリン地図で、14ページが拡大の航空図面となっています。続きまして、15ページが公図となっています。16ページが現況写真となっています。この場所ですが、平成の初期ごろにここの場所の、航空図面で言うとすぐ左側が圃場整備されているんですけども、そういった事業の中で土取り場としてちょっと利用したようで、かなりもう岩石が露出してすごくゴロゴロしたような場所になっています。

こちら、農用地区域としましては区域外となっており、利用権の設定もありません。事務局からは以上です。

議長　今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。

〇〇委員　〇〇委員とで見ましたが、16ページを見てもらったら、こういう山の道に上が

っていく高台の畑でした。そこで草がぼうぼうで、農地としては絶対使えないものだ。ちなみに、〇〇〇〇は、将来的に宅地にしたいということを考えているということを聞いています。以上です。

議 長 今、〇〇委員の方からの説明もありましたが、この件につきまして何か質疑・質問ある方は挙手願います。

(挙手なし)

この写真で見ると家みたいなものがあるけど、これは宅地？

〇〇委員 元は、〇〇〇〇さんの家だそうです。今は、I ターンの方が住んでいるそうです。

議 長 これは小川あぐりへ行く道の方じゃないか？

〇〇委員 いや、さらに奥の方です。

事務局 猿飼です。

議 長 何か、質疑ありませんかね。ないですかね。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

(賛成の声あり)

それでは、非農地証明願の1番につきまして承認をされます方は挙手をお願いします。挙手全員です。非農地証明願1番につきましては、承認をされました。

続きまして、非農地証明願の2番、お願いします。

事務局 それでは、非農地証明願2番。願出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町上川口字西原屋敷、畑66平米。

理由としまして、昭和初期ごろから燃料組合の焚き木倉庫として使用し、この建物を虜した後は、昭和42年に住宅を新築し、現在に至るとのことです。

17ページからをご覧ください。

まず、航空写真となっています。上川口小学校のすぐ前、郵便局の所から真っ直ぐ海に向いて向かって行って、端っこの家が建っている所となります。

18ページがゼンリン地図となっています。

続きまして、19ページが拡大の航空写真、20ページが公図となっています。

この家が建っている場所は、地番で言うとこの755-1と754-1になるようなんで

すけども、754-1 は既に宅地となっているそうです。

続きまして、21 ページが現況写真となっています。

こちらですが、農用地区域内外につきましては区域外、利用権設定もありません。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。

〇〇委員 私、〇〇〇〇さんとはお会いできておりません。2 度ほど訪ねていったのですが、留守かなという感じでして。

ここに、42 年に住宅を建てたと書かれていますが、大方農協の上川口支所だったころに私はよくここを通って見ましたら、小屋が建ってしまっていて、炭田原とか木が入っていたことを覚えています。

ちゃんとその〇〇〇〇さんに事情を聞いたら良かったのですが、もうお会いできていませんし、21 ページを見てもらったらもう農地に返るとかではないと思いますので、ご協議のほどよろしくお願いします。

議 長 今、〇〇委員の方からも、もう農地ではないと。もう既に宅地であるということでございますが。この件につきまして何か質疑ある方、挙手願います。

もう相当昔から家が建ってるわね。もうこれは農地としては認められんね、誰が考えても。何か質疑、ありませんかね。

ないようでしたら承認を受けたいと思います。

それでは、非農地証明願の 2 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。挙手全員です。非農地証明願の 2 番につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第 3 号、形状変更に関する届出の報告について 1 件出ております。事務局の方より、説明をお願いします。

事務局 それでは、形状変更届。番号 1 番、届出人、〇〇〇〇さん。届出地、黒潮町有井川字來面、田 362 平米。

届出理由としましては、かさ上げし、畑として利用したいためとのことです。22 ページからをご覧ください。こちら航空写真となりますが、場所としましては、有井川の集落入って広い田んぼがある、そちらの北の方となっております。続きまして、23 ページがゼンリン地図、24 ページが拡大の航空写真となっております。

こちら、該当の場所のちょっと右側に畑が見えていますが、こちらが届出人さんご本人所有ということで、引き続きの畑としたいということのようです。

25 ページが公図となっております。

こちら、この〇〇〇〇には同意済みということで。なお、この所有者の方に申請者の方が借りて、こちらも同じように耕作をご本人がしているようです。26 ページが図面になっております。高さが約 1.5m で、のり勾配を付けて崩れにくいように盛土を行いたいということのようでした。続きまして、27 ページが現況写真となっております。こちら、農用地区域におきましては区域外となっていて、利用権の設定についても設定はありません。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。

〇〇委員 一番最後の 27 ページをちょっと見てもらいたいのですが。〇〇〇〇です。

この前へ向いて、ちょっと見にくいのですが道が入って、その前へ畑があって、その下側が埋めようかと言っている土地になるのですが。

実際、ここへミカンを植えていたけど、どうしても水はけが悪くて育たないということで引き続き、今の事務局が言われたように畑の続きとして埋め立てて利用したいということですので、よろしくご協議ください。

議長 今、〇〇さんの方から詳しい説明がありました。何か、この件につきまして質疑ないですか。

〇〇委員 1815 番のこの手前の田んぼ、圃場整備のように見えるけど、圃場整備地じゃないか？

事務局 すみません、ちょっと確認します。

議長 圃場整備していても、畑として利用するから構わないのでは？

事務局 農地利用ですので構いません。
また農地転用等であれば、8 年以上たっていたら構わないということです。

議長 8 年以上たってるよね、これは。
だから、圃場整備していても形状変更して畑として利用する分には構わないということだから。農地として利用するのだから。
その圃場整備の有無は問題ないのではないかと思うのですが。
その周辺というかこの手前も、その本人が借りて耕作しているんですよね？その

田んぼも。

〇〇委員 この〇〇〇〇になり、その人の今当って作っている田んぼ、所有権移転するという形で話が進んでいるような感じの話をしていた。

議 長 そしたら、別にその本人のものになったら問題ないわね。何かほかに質疑ありませんかね。言うたら、田んぼであっても、かさ上げして畑として利用する分には問題ないということでございます。

ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、形状変更届につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方は挙手願います。挙手全員です。

議案第3号、形状変更届に関する報告については承認をされました。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の資料をご覧ください。

利用集積計画が挙がってきています。1ページおよび2ページをご覧ください。

まず、ナンバー3-23(大方3-23)、貸付人、〇〇〇〇さん。

続きまして、3-24(大方3-24)、〇〇〇〇さん。

3-25(大方3-25)、〇〇〇〇さん。

3-26(大方3-26)、〇〇〇〇さん。

3-27(大方3-27)、〇〇〇〇さん。

3-28(大方3-28)、〇〇〇〇さん。

こちらが、借受人、〇〇〇〇となっております。

設定期間としましては、全て、令和3年7月8日から令和13年7月7日、10年間となっております。

こちらが、内容作物については、全て水稻(すいとう)となっております。

こちらの3-23から3-28までは、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定します。〇〇〇〇さんは認定農業者となっております、主に水稻(すいとう)、キュウリ、ショウガなどを耕作しております。

続きまして、2ページ目。

3-29(佐賀3-1)、〇〇〇〇さん。

こちら、借受人が〇〇〇〇となっております。

令和3年7月8日から令和10年10月8日、8年間となっております。

面積としまして5,000平米。これ、筆としては8,678平米あるんですけども、こ

のうちの 5,000 平米と 2,030 平米となっております。

内容作物としては、水稻（すいとう）となっております。

こちらは、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後、〇〇〇〇と利用権を設定することとなっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。

利用権の設定につきまして、何か質疑・質問等ある方は挙手願います。

〇〇委員 この〇〇〇〇さんの耕作場所はどこ？

作っている所。

議 長 ここへ「カラタ」とか「大和田」とか書いているけど、自分もよく分からん。

どこの辺りだろうか。

事務局 ちょっとお時間頂けましたら、地図で確認してきましようか。

〇〇委員 賃借料も無料であるし、田んぼも作ってくれたらいいなという感じじゃないでしょうかね？

〇〇委員 今まで、法人が耕作する果樹園とかは無料というので出ていましたか。

事務局 金額で出てましたね。

議 長 使用貸借以外は金額が出るね。

事務局 3 ページの一番右側に「法律関係」とある所に、10 a 当たりの金額が出てきてるところは賃貸借と出てくるんですけど、使用貸借と出ていますので無料ですね。

議 長 けど、この〇〇〇〇さんのとこなんかはかなり広いよね。〇〇〇〇で作ってくれとやってるんだらうか。5,000 平米と 2,030 平米あるよね。7 反よね。

事務局 これを見る限り〇〇〇〇ですね。

議 長 そしたら、〇〇〇〇でしょうかね？もう作ってくださいということで。

この利用権の設定について承認を受けたいと思いますけど、いいですかね？

(賛成の声あり)

それでは議案第4号、利用権の設定ですが、〇〇委員が〇〇〇〇の代表だそうですので、ちょっと承認を受ける間、退席をお願いします。

それではこの議案第4号、利用権の設定でございますが、承認されます方、挙手願います。挙手全員です。

議案第4号につきましては承認をされました。それでは、議案第5号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案第5号の冊子をご覧ください。認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議。

番号1番、〇〇〇〇さん、内容としまして、トラクター・ロータリー・補助ユニット、これら一式の更新となります。

まず、1ページからご覧ください。

申請者が、〇〇〇〇さんです。

続きまして、2ページをご確認ください。

中段辺りですが、借入申込金額としまして〇〇〇〇となっております。

事業計画としましては、クボタこのトラクターが1台、同じくクボタのロータリー、補助ユニット、それら各1台数ずつで、〇〇〇〇となっております。資金計画としましては、〇〇〇〇となっております。続きまして、3ページが見積書となっております。続きまして、4ページと5ページがカタログとなっております。5ページのその機種の中で、左端の機種となるそうです。続きまして、6ページと7ページが、〇〇〇〇さんの耕作地となります。機種はこのカタログ左端のものです。補助ユニットは、このロータリー。恐らくジョイント、連結部分になるんじゃないかと思えますけど。多分、ロータリーと本体をつなぐ所になるんだらうと。

議長 この件につきまして承認を受けたいと思いますが。ユニットは、ロータリーと本体の連結部分みたいだそうです。それが別売になっていると。それで、言うたら高知県限定みたいなような、そういうあれでもうメーカーが作ってるみたいなんです。それでは、この借入計画につきまして承認されます方は挙手願います。

挙手多数です。

議案第5号、認定農業者の経営改善借入金につきましては、承認をされました。

議案が終わりました。

ほかに事務局および委員の皆さんから何も無ければ、これで定例会を終わりたいと思います。御苦勞様でした。

(午後3時00分終了)